

# 令和8年度中山間地域課題解決サポートセンター設置・運営業務委託仕様書

## 1 業務の目的

将来にわたって住み慣れた地域に住み続けるための仕組みづくり「宮崎ひなた生活圏づくり」を推進するにあたり、住民自らによる地域の将来人口の見通しを踏まえた話し合いや、住民主体の地域の課題解決に向けた取組を促進するため、電話や地域訪問等による「アウトリーチ型」の相談窓口を設置し、専門的な助言や提案等の段階に応じたきめ細やかな伴走型支援を行うことにより、住民主体の課題解決の取組や地域運営組織の形成を促進することを目的とする。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 業務内容

### (1) サポートセンター（以下「センター」という。）の設置・運営

ア 相談や地域訪問により行うサポート内容は、地域住民が主体となり、買い物、移動といった日常生活に必要なサービス・機能を維持・確保するための取組等とする。

イ 委託業務全体の進捗管理を行う者を1人配置するとともに、主たる業務として相談対応に従事する人員を1人以上配置、または、これと同等に対応できる体制を整備すること。

ウ 委託業務全体を円滑に進めるため、県内に活動の拠点となる事務所を設置すること。

エ 相談対応日及び時間は、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）までの、午前10時から午後6時までとする。なお、これ以外の時間帯や休日の対応について、相談者から要望等があった場合は、委託者である県と協議し対応を検討すること。

オ 相談対応については、電話、問い合わせフォーム、オンラインによる相談に対応すること。

カ 電話番号については、受託者において取得した回線を利用して対応すること。

キ 相談対応に係る通信料等は、委託料に含むものとする。

ク 問い合わせフォームについては、専用アドレスを設けること等により対応すること。

ケ 県と協議の上、センターの概要や相談方法等を記載したチラシ、ポスター等を作成し、市町村、地域、地域の関係機関の集まりなどを訪問し、センターについて周知を行うこと。

コ サポート料は無料とすること。

### (2) 相談対応

ア 市町村や地域からの相談に対して、地域の現状や熟度に応じ、全国の先進事例の紹介、住民間の合意形成プロセスや、単一の集落では解決が困難な課題に対しては、周辺集落と連携した「地域運営組織」の形成に関する助言を行うとともに、国・県等の各種支援策の活用提案など段階に応じたきめ細やかなサポートを行うこと。

イ サポートにあたっては、市町村や関係機関等と連携するなど、効果的・戦

略的に実施すること。

ウ 相談対応を行った際は、添付の記録書に記載の上、月末にまとめて県に提出すること。なお、相談内容が当事業のサポート内容以外である場合についても、関係機関を紹介するなど適切に対応を行い、記録書に記載すること。

### (3) 地域訪問

ア 月に8回程度、市町村、地域、地域の関係機関等を訪問し、現状・課題等の把握や、センター及びサポート内容に関する県施策の周知を行うこと。

なお、市町村や地域からサポート内容に関する相談があった際は、上記(2)ア、イのとおり、サポートを行うこと。

イ 訪問先の選定については、事前に県と協議すること。

ウ 地域訪問を行った際は、添付の記録書に記載の上、月末にまとめて県に提出すること。

### (4) 事業実施報告書の作成

記録写真の撮影や内容等の概要など、業務の実施内容を取りまとめた事業実施報告書を作成し、提出すること。

## 4 業務全体の留意事項

(1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、県、関係市町村、地域住民及び関係機関との信頼関係構築に努め、連携を図ること。

(2) 当事業では地域住民が主体となった取組をサポートするものであるため、業務全体を通して、地域住民の主体性を損なわないよう留意すること。

## 5 経費

業務により生じる全ての経費（人件費、交通費、宿泊費等）を委託料に含む。ただし、次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。

(1) 10万円以上の機械、器具等の備品購入費

(2) 会議等での食糧費（茶菓の購入経費は除く。）

(3) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

## 6 成果品

(1) 事業実施報告書（製本せず、ドッチファイルに綴じた状態で提出すること）

(2) 電子データ一式

## 7 その他

(1) 成果品についての権利は、県に帰属する。

(2) 業務の実施にあたっては、県及び関係市町村と十分な調整を行うこと。

(3) 業務を実施する中で、取組の追加や変更の必要が生じた場合は、県と受託者で協議の上、仕様書等の内容を変更することができる。